

2007 年 11 月 26 日

企業会計基準委員会 西川委員長殿

大日本インキ化学工業株式会社  
経理部

**実務対応報告公開草案第 27 号「持分法を適用する関連会  
社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対する提言**

**(a) 弊社の主張**

企業会計基準公開草案第 22 号「持分法に関する会計基準（案）」、及び実務対応報告公開草案第 27 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」は、会計基準の国際的なコンバージェンスを進める上での必要性から企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」）においてこれまで審議が為されてきており、その成果がこの公開草案に結実したと理解している。しかし、2007 年 8 月 8 日の「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」（以下、「東京合意」）を踏まえたとき、一点だけ見直しを要する事項があることを指摘したい。具体的には、実務対応報告公開草案第 27 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下、「公開草案第 27 号」）に関して、以下の手順による導入が図られるべきであると考えます。

- ① 公開草案第 27 号導入に先立ち、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表における在外子会社の会計処理の統一に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」）における「6 項目の修正」（注）について、その条項を 2011 年まで凍結する。
- ② その上で、在外関連会社の会計処理の原則及び手続きが統一されているかどうかの判断基準として、公開草案第 27 号において実務対応報告第 18 号の準用を認める。

（注）IFRS または US GAAP で作成された在外子会社の財務諸表については、次の 6 項目に関して日本基準への修正をしなければならない。

- ① のれんの償却
- ② 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
- ③ 研究開発費の支出時費用処理
- ④ 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価
- ⑤ 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正
- ⑥ 少数株主損益の会計処理

以下、弊社がそのように考える理由を述べる。

**(b) 実務対応報告第 18 号の意味するところ**

2006 年 5 月 17 日付で設定された実務対応報告第 18 号の趣旨は、以下のように解釈ができる。

- ① 在外子会社が適用する会計基準が IFRS または US GAAP であれば、日本の会計基準と同等であるとみなす。
- ② しかし、その中でも同等とみなすのが難しい“6 項目”については、IFRS または US GAAP からの修正をしなければならない。

国際的なコンバージェンスへの努力の結果として、総体的には IFRS、US GAAP、及び日本基準の三者において十分な比較可能性が確保されつつあることについて、疑義を挟む人は少ないと考える。その観点から上記①は合理的である。その中で上記②の修正の要件が加わった背景には、これら 6 項目についてはまだ IFRS/US GAAP と日本基準との間に乖離がある、という認識があり、かつ、これら 6 項目の差異については、指針設定の時点においてコンバージェンスの達成の目処が必ずしも立っていない、と考えられていたためと思われる。そこで、コンバージェンスの目処が立っていない 6 項目については IFRS/US GAAP から日本基準へ修正することを、「当面の取扱い」として規定したと考えられる。

**(c) 「東京合意」の意味するところ**

一方で、2007 年 8 月 8 日付で公表された IASB と ASBJ との間の「東京合意」には、どのような意味があるのだろうか。重要な事実は、「2011 年 6 月 30 日までにコンバージェンスを達成する」という形で、コンバージェンス達成までの明確な期限を設けた点にある。この事実の背後には、実務対応報告第 18 号を公表した時点と比べて、ASBJ の姿勢に明確な変化があることに注目しなければならない。今述べたとおり、実務対応報告第 18 号の背景には、「完全なコンバージェンスについてはまだ目処が立たない」という暗黙の了解があったはずである。しかし、「東京合意」を境に、「コンバージェンスは必ず達成しなければならない課題」というところまで議論は進んだのである。そこには、現在 IFRS/US GAAP と日本基準との間に存在する重要な差異と考えられている 6 項目についても 2011 年 6 月 30 日までには際を解消する、という意思表示が含まれているはずである。

**(d) 「実務対応報告第 18 号」と「東京合意」との矛盾**

言葉を変えれば、完全なコンバージェンス達成の目処はまだ立っていない、という立場を取る「実務対応報告第 18 号」と、完全なコンバージェンスを 2011 年 6 月 30 日までに達成

することをコミットした「東京合意」との間には、現時点では大きな矛盾がある。従って、持分法を適用する場合の被投資会社に関する「会計処理の原則及び手続きについての統一」を議論することに先行して、実務対応報告第 18 号に示された「会計処理の原則及び手続きについての統一」の定義を「東京合意」の趣旨を踏まえて再度見直し、この矛盾を解消する必要がある。現在差異が見られる項目についても、2011 年 6 月 30 日までには、世界の会計基準は、IFRS、US GAAP、または日本基準のいずれかに収斂してゆくのである。現時点で重要な差異だと考えられている「6 項目」についても、いずれかに収斂するはずである。ただ、現時点でいずれに収斂するかはまだ明らかでない。そのような項目について、公開草案 27 号が規定する「2010 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度」から 2011 年 6 月 30 日までの短い期間、IFRS/US GAAP から日本基準への修正をさせることに、どれだけの合理性があるのであろうか。もし日本基準へ収斂しない項目があった場合には、2011 年から再度 IFRS または US GAAP が当初から規定している処理に戻すことを、日本の会計基準は企業に求めるのであろうか。

#### (e) 結論

会計基準のコンバージェンスという世界的な試みが目指すところは、財務報告の比較可能性の確保にあると考える。上記のような状況は、一時的であるにせよ、この比較可能性を阻害する状況を作りかねない。その原因は、「実務対応報告第 18 号」と「東京合意」との矛盾にある。矛盾を解消する方策は、実務対応報告第 18 号における「6 項目の修正」に関する条項の凍結である。矛盾を解消しないまま、コンバージェンスへの試みに関して「持分法における会計基準の統一」まで駒を進めてしまった場合、将来理論的な破綻をきたしてしまい、結果としてコンバージェンス達成へのスムーズな道程を破壊してしまうだろう。この点の再考を強く要望する。

以上